

働きやすい職場づくりを応援します！

中小企業者の方

墨田区人材確保・定着支援補助金

就業規則の整備

上限 **10万円**



働きやすい職場づくり

上限 **100万円**

区内中小企業が、就業規則を整備した上で、社員にとって働きやすい職場づくりに取り組む場合、経費の一部を補助します。

※就業規則の整備のみを行う場合は、「墨田区就業規則整備補助金」の活用をご検討ください。



対象 経費

■就業規則の作成、見直しまたは確認に要する経費

…1/2 補助・上限 10 万円

■就業規則に基づいて行う、働きやすい職場環境整備に要する経費

…1/2 補助・上限 100 万円

※顧問契約料等は対象外です。

※区の予算の範囲で交付します。

※交付決定日以降～令和 8 年 2 月 27 日（金）までに納品・支払い・実績報告が完了する経費が対象です。

※申請を検討される場合は、対象経費等の要件を確認するため、事前にお問い合わせください。

申請

必要書類を、期間内に問合せ先へ持参又は郵送にて提出してください。

※提出後、審査で交付対象者を選定します。

期間：**令和 7 年 9 月 22 日(月)～10 月 21 日(火)※必着**

問合せ

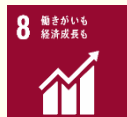
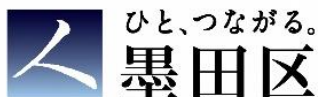
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号（区役所 14 階）

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当

☎ 03-5608-6185（直通）

MAIL KEIEI@city.sumida.lg.jp

※詳しくは区ホームページから募集要項をご確認ください。→



墨田区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

対 象 者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人事業者にあっては個人住民税及び個人事業税)を滞納していないこと。
- (3) 区内の事業所で働きやすい環境づくり事業を実施すること。
- (4) 常時雇用する従業員が5人以上いること。(申請日時点)
- (5) 区内で3か月以上継続して事業を営んでいること。
- (6) 墨田区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、経営等に関与していないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていないこと。
- (8) 対象の事業について、国、東京都、他の公的機関並びに墨田区の他の補助金・助成金等を利用していないこと。



申 請 書 類

- ☐ 交付申請書(第1号様式) 1部
- ☐ 事業計画書(第2号様式) 1部
 - ・現状の課題を踏まえた改善策、見込まれる効果を記載してください。
 - ・交付決定日より前に開始した事業(工事等の契約行為を含む)は対象になりません。
 - ・令和8年2月27日(金)までに納品・支払い・実績報告までが完了する事業を記載してください。
- ☐ 前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書 原本1部
(個人事業者の場合は個人住民税及び個人事業税納税証明書)
- ☐ 履歴事項全部証明書 原本1部
(個人事業者の場合は、開業届の写し又は直近の確定申告書の写し)
- ☐ 定款(個人事業主の場合は不要) 写し1部
- ☐ 実施事業の概要がわかる資料(機器のパフレット、研修計画、工事計画等) 1部
 - ・3～5ページ程度までとし、見やすいように簡潔にまとめてください。
- ☐ 見積書 写し1部
- ☐ 誓約書(第3号様式) 1部
- ☐ 就業規則(就業規則の作成・見直しをせず「確認」のみ行う場合)
- ※ 税証明及び履歴事項全部証明書は、発行から3か月以内のものをご提出ください。



働きやすい職場環境整備活用事例



〈事業所の環境整備〉

課題

- ☐ 休憩室がなく、自席や自宅に帰って食事をしている。
- ☐ 更衣室がなく、空きスペースで着替えている。
- ☐ トイレが男女共用である。
- ☐ トイレが和式で、衛生面の問題や利用者の身体的負担が生じている。
- ☐ 食堂の設備や内装が古く、清潔感に欠けているため使われていない。
- ☐ 会議室やフリースペースがなく、商談や社内のコミュニケーションに支障が生じている。
- ☐ 社員を増員しているが、事務スペースが足りない。

改善策

- ☐ 休憩室の整備
- ☐ 更衣室の設置
- ☐ 男女別トイレの設置、増設
- ☐ トイレの洋式化



- ☐ 食堂のリフォーム工事
- ☐ 会議室やフリースペースの整備
- ☐ 社内レイアウト改善工事

〈働き方環境整備〉

課題

- ☐ 在宅勤務者や遠隔地にいる社員が会議に参加できない。
- ☐ 紙のタイムカードを使用しており、勤怠管理に支障が生じている。
- ☐ 従業員のスキルや能力を評価し、モチベーションを高めたい。

改善策



- ☐ オンライン会議システム・機器の導入
- ☐ 勤怠管理システムの導入
- ☐ 人事評価制度の導入

〈学び環境整備〉

課題

- ☐ 社員のスキルアップを図りたい。
- ☐ 若手社員が増えたが、新人育成に課題がある。
- ☐ 業務に関係した、資格取得につながる知識を身につけさせたい。

改善策

- ☐ e ラーニング、外部研修の受講
 - ☐ 研修会の開催
 - ☐ 資格取得に向けた講習会参加
- ※受験費用は対象外

注意事項

- ・ 就業規則の作成、見直し、確認（※）とあわせて一連の事業として実施する必要があります。
 - ・ こちらの事例に該当する場合であっても、審査により、不採択となることがあります。
 - ・ 区の予算の範囲内での補助となるため、補助金額が一部減額されることがあります。
 - ・ すでに支払い済みの経費については、補助対象となりません。
 - ・ 申請内容は、すみだビジネスサポートセンターと共有し、相談業務に活用することがあります。
- ※すでにある就業規則に基づき、実施する場合は、実績報告時に社会保険労務士または弁護士が記載した「就業規則確認書」の提出が必要です。

Q&A

Q：対象外となる経費はどのようなものですか。	A：以下の経費は対象外です。 ・汎用性が高いもの ・事業主の義務である事業 ・自社製品制作のための機械等の導入 ・人材の採用に係る経費（求人広告費、人材紹介手数料等） ・社員に給与等として支給される福利厚生事業 ※詳細はお問い合わせください。
Q：過去に本補助金を活用しました。同一の取組について申請できますか。	A：同一事業での申請はできません。また、国や東京都、その他補助金などの交付を受けている場合は、補助対象となりません。
Q：就業規則がすでにあるので、見直さなくても良いですか。	A：申請は可能ですが、現在の法令に合致しているか事前にご確認をお願いします。なお、実績報告時に社会保険労務士または弁護士が記載した「就業規則確認書」を提出していただきます。
Q：ほかに使える助成金がありますか。	A：東京都や（公財）東京しごと財団等で、テレワークの推進や人材確保・定着、女性活躍推進等に係る助成事業を行っています。詳細は各助成金の事務局へお尋ねください。

事業の流れ



■部分は、申請企業が実施する部分です。

問合せ

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号（区役所 14 階）

墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当

☎ 03-5608-6185（直通）

MAIL KEIEI@city.sumida.lg.jp

※詳しくは区ホームページから募集要項をご確認ください。➡



あわせてご利用ください

すみだビジネスサポートセンター ☎03-5608-6360

経営者・事業者のみなさまの様々な経営課題・技術課題をサポート
解決のヒントと実現を一緒に考えます！

※相談は事前の予約が必要です。

詳しくはホームページをご確認ください。➡

